

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の 一部改正について

1. 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する。

2. 改正の概要

- 会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。
※会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当の支給月数は、常勤職員と同じ月数とする。
- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

| 支給月数 | | 令和5年度 給与改定後 | | 令和6年度 | |
|----------|------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 常勤 | 期末手当 | 年 2.45 月 | 4.50 月 | 年 2.45 月 | 4.50 月 |
| | 勤勉手当 | 年 2.05 月 | | 年 2.05 月 | |
| 会計 年度 | 期末手当 | <u>年 2.60 月</u> | <u>2.60 月</u> | <u>年 2.45 月</u> | <u>4.50 月</u> |
| | 勤勉手当 | — | | <u>年 2.05 月</u> | |

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 17 年滋賀県条例第 112 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとします。（第 19 条および第 24 条関係）
- (2) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第1条から第18条まで 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第20条から第23条まで 省略 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第5条、第7条、第9条、第11条、第17条および第19条から第22条までの規定は会計年度任用職員について、前条の規定は第1号会計年度任用職員については、適用しない。</p> <p>第25条以下 省略</p> | <p>第1条から第18条まで 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第20条から第23条まで 省略 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第5条、第7条、第9条、第11条、第17条および第20条から第22条までの規定は会計年度任用職員について、前条の規定は第1号会計年度任用職員については、適用しない。</p> <p>第25条以下 省略</p> |